

# 福岡県公報

平成二十三年三月三十日  
第三千二百三十六号  
増刊  
①

## 目次

### 規 則 (第四号—第九号)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(自然環境課)

……………一

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(県民情報広報課)

……………四

福岡県副知事倫理条例施行規則の一部を改正する規則

(人事課)

……………四

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(保健衛生課)

……………四

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事課)

……………一五

福岡県補助金等交付規則の一部を改正する規則

(財政課)

……………一五

指定代理金融機関の指定の一部改正

(会計管理局会計課)

……………一五

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

(会計管理局会計課)

……………一六

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示

(総務事務センター)

……………一六

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない地域の指定の一部改正

(公園街路課)

……………一六

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁教職員課)

……………一六

福岡県教育庁組織規則及び九州歴史資料館組織規則の一部を改正する規則

(教育庁総務課) ……………一七

福岡県教育センター組織規則の一部を改正する規則

(教育庁総務課) ……………一七

福岡県立図書館組織規則の一部を改正する規則

(教育庁総務課) ……………一八

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………一八

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………二〇

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………二〇

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………二〇

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………二〇

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………二〇

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………二〇

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………二〇

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………二〇

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………二〇

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………二〇

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………二〇

## 規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県規則第四号

福岡県知事 麻生 渡

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第13条関係）

## 指定猟法許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所 〒

電話番号

氏 名

印

職 業

生年月日

年 月 日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項の規定により指定猟法禁止区域における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、同条第11項において準用する同法第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

指 定 猟 法 の 種 類	
指定猟法によらなければならない理由	
捕 獲 等 の 目 的	
捕 獲 等 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
捕 獲 等 の 区 域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	
学術研究を目的として捕獲等をしようとする場合にあつては、研究の事項及び方法	

- (注) 1 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。  
 2 申請者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。  
 3 申請書には、捕獲等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五号

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年福岡県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「先物取引による事業所得」の下に、「譲渡所得」を加える。  
様式第三号中

先物取引の  
事業  
所得

を

先物取引の  
事業・譲渡  
所得

に

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県副知事倫理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六号

福岡県副知事倫理条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県副知事倫理条例施行規則（平成二十二年福岡県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号口中「先物取引による事業所得」の下に、「譲渡所得」を加える。

様式第三号中

先物取引の  
事業  
所得

を

先物取引の  
事業・譲渡  
所得

に

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則  
（理容師法施行細則の一部改正）

第一条 理容師法施行細則（昭和三十四年福岡県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条」を「第九条」に改める。

第三条中「第九条」を「第十条」に改める。

第四条第一項中「ときは、」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次の二号を加える。

- 一 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）（第

十九条第一項各号に規定する事項

二 福岡県理容師法・美容師法施行条例（平成十一年福岡県条例第四十六号。以下

「条例」という。）（第三条第四号ただし書に該当する場合は、その旨

第六条第二項中「理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）」を「施行規則」  
に改める。

第七条第一項中「福岡県理容師法・美容師法施行条例（平成十一年福岡県条例第四  
十六号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第4条関係)

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

理 容 師

所 開 設 届

年 月 日

(表)

開設者住所

TEL

氏名

営業所の所在地

名称

TEL

印

氏名 ..... 住所 .....	生 年 月 日 .....	管 理 容 師 資 格 証 記 号 番 号 .....	取 得 年 月 日 .....	氏名 .....	名称 .....	TEL .....	印 .....
氏名 .....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
住所 .....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
氏名 .....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
住所 .....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
氏名 .....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
住所 .....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
氏名 .....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
住所 .....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....

条例第3条第4号ただし書に該当する施設 (営業形態: )







理容所構造設備概要			理容所平面図		
区分	面積、高さ、隔間	設備器具名	数量又は有無		
1 作業所	・ ㎡	1 理容椅子	台		
2 待合所	・ ㎡	2 ドライヤー椅子	台		
3 待合所の区画	ある ない	3 蒸気	ある ない		
4 椅子と待合椅子との間隔	・ m	4 煮沸	ある ない		
5 洗髪場	・ ㎡	5 紫外線	ある ない		
6 洗髪設備	ある ない	6 消毒液器	ある ない ( 使用消毒液 )		
7 美顔所	・ ㎡	消毒器具			
8 天井高	・ m	7 器具格納庫	ある ない		
9 理容椅子の間隔	・ m	8 毛髪箱	ある ない		
10 床材料		9 汚物箱	ある ない		
11 照度	十分 不十分	10 人工換気装置	ある ない		
12 換気	十分 不十分	11 救急薬品	ある ない		
移動理容所		12 給水タンク	リットル		
		13 汚水タンク	リットル		
13 車名型式					
14 車台番号					
15 車両番号					
16 営業区域及び営業時間					

(美容師法施行細則の一部改正)

第二条 美容師法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第八条」に改める。

第三条中「第八条」を「第九条」に改める。

第四条第一項中「ときは、」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次の二号を加える。

一 美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号。以下「施行規則」という。)第十九条第一項各号に規定する事項

二 福岡県理容師法・美容師法施行条例(平成十一年福岡県条例第四十六号。以下「条例」という。)第六条第四号ただし書に該当する場合は、その旨

第六条第二項中「美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号)」を「施行規則」に改める。

第七条第一項中「福岡県理容師法・美容師法施行条例(平成十一年福岡県条例第四十六号。以下「条例」という。)」を「条例」に、「同条例」を「条例」に改め、同条第二項中「同条例」を「条例」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第4条関係)

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿 美容所開設届 年 月 日

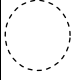
(表)

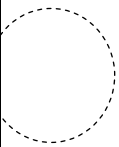
開設者住所			TEL			ふりがな 氏名 印	
ふりがな 氏名	生年月日	管理番号	美容師資格 取得年月日	ふりがな 氏名 営業所の所在地 名称 TEL		営業所付近見取図 (営業形態： 条例第6条第4号ただし書に該当する施設 )	
住所				ふりがな 氏名		営業所付近見取図 (営業形態： 条例第6条第4号ただし書に該当する施設 )	
ふりがな 氏名				ふりがな 氏名		営業所付近見取図 (営業形態： 条例第6条第4号ただし書に該当する施設 )	
住所				ふりがな 氏名		営業所付近見取図 (営業形態： 条例第6条第4号ただし書に該当する施設 )	
ふりがな 氏名				ふりがな 氏名		営業所付近見取図 (営業形態： 条例第6条第4号ただし書に該当する施設 )	
住所				ふりがな 氏名		営業所付近見取図 (営業形態： 条例第6条第4号ただし書に該当する施設 )	
ふりがな 氏名				ふりがな 氏名		営業所付近見取図 (営業形態： 条例第6条第4号ただし書に該当する施設 )	
住所				ふりがな 氏名		営業所付近見取図 (営業形態： 条例第6条第4号ただし書に該当する施設 )	

従業者の状況

異動年月日	氏名	生年月日	該当欄に記号番号年月日を記入してください。		異動年月日	氏名	生年月日	該当欄に記号番号年月日を記入してください。	
			管理者資格証	免許				管理者資格証	免許
入					入				
出					出				
入					入				
出					出				
入					入				
出					出				
入					入				
出					出				
入					入				
出					出				
入					入				
出					出				
入					入				
出					出				
入					入				
出					出				
入					入				
出					出				

添付書類  
 1 従業者健康診断書(結核、感染性皮膚疾患について)  
 2 従業者が開設について(は資格を証する書類(写))  
 3 外国人が開設の届出をするに当たっては外国人登録証明書  
 4 移動美容所については、自動車検査証(写)及び写真  
 提示書類  
 1 法人が開設の届出をするに当たっては登記簿謄本等  
 2 美容師免許証(原本)

確認印 

収受印 



美容所構造設備概要				数量又は有無	美容所平面図
区分	面積、高さ、隔間	設備器具名			
1 作業所	㎡	1 美容椅子	台		
2 待合所	㎡	2 ドライヤー椅子	台		
3 待合所の区画	ある ない	3 蒸気	ある ない		
4 椅子と待合椅子との間隔	㎡	4 煮沸	ある ない		
		5 紫外線	ある ない		
5 洗髪設備	ある ない	6 消毒液器	ある ない		
7 美顔所	㎡	消毒器具 (使用消毒液)			
8 天井高	㎡	7 器具格納庫	ある ない		
9 美容椅子の間隔	㎡	8 毛髪箱	ある ない		
10 床材		9 汚物箱	ある ない		
11 照度	十分 不十分	10 人工換気装置	ある ない		
12 換気	十分 不十分	11 救急薬品	ある ない		
13					
移動美容所		12 給水タンク	リットル		
13 車名型式		13 汚水タンク	リットル		
14 車台番号					
15 車両番号					
16 営業区域及び営業時間					

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県規則第八号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和三十三年福岡県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「到着後」の下に、「(公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合は到着前後)」を加える。

第二十一条第二項に次の一号を加える。

四 電子渡航認証(入国許可) システムの申請料

別表第一中「前原市 古賀市 福津市」を「古賀市 福津市 糸島市」に改め、「糸島郡」を削り、同表備考中「平成二十年六月一日」を「平成二十三年四月一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日以後の発令に係る旅行から適用する。

福岡県補助金等交付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第九号

福岡県補助金等交付規則の一部を改正する規則

福岡県補助金等交付規則(昭和三十三年福岡県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「本条において」を削る。

第四条の次に次の一条を加える。

(補助金等の交付の除外要件)

第四条の二 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあつては、この限りではない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団員又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

第十六条中「補助金等の」を、「第四条の二各号のいずれかに該当すると判明したとき又は補助金等の」に、「決定の内容又は」を「決定の内容若しくは」に、「知事の処分又は」を「知事の処分若しくは」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告示

福岡県告示第六百一号

指定代理金融機関の指定(平成五年一月福岡県告示第二十号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

指定代理金融機関の名称等の表取扱事務の範囲の欄中「及び農業改良資金の支払事務」を削る。

福岡県告示第六百二号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

粕屋新光園	新宮高等学校 福岡養護学校	新宮支店	を
粕屋新光園	新宮高等学校 福岡特別支援学校	新宮支店	に改める。

附則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県告示第六百二号

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県職員住宅貸付要綱（昭和三十九年五月福岡県告示第四百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号を次のとおり改める。

四 前号に掲げる寮以外の寮 独身の者であつて、次の各号のいずれかに該当するものの。

イ 入居日現在の年齢が二十八歳未満の者。ただし、現に入居している者にあつて

は、二十八歳に達した日又は入居期間が三年を経過した日のいずれか遅い日の属する年度の末日まで入居することができる。

□ 採用日現在の年齢が二十八歳以上の者で、採用日の属する年度内に入居を希望するもの。ただし、入居期間は入居日から三年を経過した日の属する年度の末日までとする。

別表第一久留米寮の項を削る。

附則

この告示は、平成二十三年三月三十一日から施行する。ただし、別表第一に係る改正規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県告示第六百四号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定（平成十四年七月福岡県告示第千二百四十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月三十日から施行する。

平成二十三年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

表国道の部三号の項中「立花町、遠賀町」を「遠賀町」に改める。

表国道の部四百四十二号の項を削る。

### 教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中



宮若市三ヶ畑	若宮南小学校
朝倉郡東峰村大字小石原	小石原小学校
東峰村大字宝珠山	宝珠山小学校
東峰村大字宝珠山	東峰中学校

朝倉郡東峰村大字福井	東峰小学校
東峰村大字福井	東峰中学校

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日から適用する。

福岡県教育庁組織規則及び九州歴史資料館組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県教育庁組織規則及び九州歴史資料館組織規則の一部を改正する規則

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号の表中

文化財保護課	管理係	文化財保護係	調査第一係	調査第二係
--------	-----	--------	-------	-------

文化財保護課	管理係	文化財保護係	企画係
--------	-----	--------	-----

(九州歴史資料館組織規則の一部改正)

第二条 九州歴史資料館組織規則(昭和四十七年福岡県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「並びに緊急発掘調査」を削り、同条に次の二号を加える。

- 十四 埋蔵文化財の発掘調査受託事業等の事務に関すること。
- 十五 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県教育センター組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県教育センター組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育センター組織規則(平成十二年福岡県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

教育経営部	情報教育部	領域教育班	人権教育班	教育相談班
-------	-------	-------	-------	-------

教育経営部	産業・情報教育部	教育経営班	人権教育班	教育相談班
		産業教育班	情報教育班	

第六条第一号イ中「各教科」の下に「(産業教育、情報教育及び特別支援教育に関する教科を除く。以下同じ。)」を加える。

第七条第一号を次のように改める。

一 教育経営班

イ 学校教育(他の部及び班の所掌に係る教育活動を除く。以下同じ。)に関する研究及び調査並びにその成果の普及に関すること。

ロ 学校教育に関する教職員の研修に関すること。

第七条第三号イ及びロ中「教育相談、道徳教育、特別活動、生徒指導及び進路指導」を「教育相談及び生徒指導」に改め、同号八を削る。

第八条の見出し中「情報教育部」を「産業・情報教育部」に改め、同条中「情報教育

部班」を「産業・情報教育部各班」に改め、同条中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 産業教育班

- イ 産業教育に関する研究及び調査並びにその成果の普及に関すること。
- ロ 産業教育に関する教職員の研修に関すること。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県立図書館組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県立図書館組織規則の一部を改正する規則

福岡県立図書館組織規則（平成十一年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「図書館資料（）」の下に「録音図書を含む。」を加える。

第七条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会訓令第二号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程（昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。  
別表（第九条関係）

有給休暇		種類	事由	期間
特別休暇		年次休暇		
職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	職員（一）の年の七月から九月までの期間内における任用期間が三十日以上者に限る。（）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合		職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	任用期間三十日につき一日（任用期間が六月を超え十月未満の場合にあっては、十日）
	職員の親族（附表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。		職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
	職員が地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
	職員の親族（附表の親族欄に掲げる親族に限る。）に定める日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間		地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	職員（一）の年の七月から九月までの期間内に限る。（）		必要と認められる期間	必要と認められる期間

無給休暇

特別休暇		病気休暇
<p>生後一年に達しない生児を育てる職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p> <p>女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合</p> <p>職員が、その養育する中学校就学の始期に達するまでの子（当該職員の配偶者の子を含む。以下同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその</p>	<p>女性職員が出産した場合</p> <p>六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合</p> <p>職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>
<p>一日二回それぞれ三十分以内の期間（通算可）</p> <p>必要と認められる期間</p>	<p>出産の日の翌日から八週間を経過するまでの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p> <p>出産の日までの申し出た期間（妊娠満十二週以上となる期間に限る。）</p> <p>必要と認められる期間</p>	<p>一年において任用期間が百五十日超の場合にあっては十日、任用期間が百五十日までの場合にあっては八日、任用期間が百二十日までの場合にあっては七日、任用期間が九十日までの場合にあっては五日、任用期間が六十日までの場合にあっては三日、任用期間が三十日までの場合にあっては一日の範囲内の期間</p>

孫	祖父母	子	父母	配偶者	親族	日数
一日	三日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日）	五日	七日	七日		

附表

2 祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

備考

一 期間の算定において、十日未満の間に再雇用された者の任用期間は、両期間を通算する（日を月に換算するに当たっては、三十日をもって一月とする。）。

二 この表中「要介護者」とは、次に掲げる者（2に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

介護休暇	
<p>職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスを受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。（このため勤務しないことが相当であると認められるとき。）</p> <p>は、十日の範囲内の期間</p> <p>一年において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間</p> <p>要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間</p>

兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、七日）
子の配偶者又は配偶者の子	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、五日）
祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者及び配偶者のおじ又はおば	一日

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁  
出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中口を削り、八を口とし、二を八とし、ホを二とし、同条第三号中「調査第一係」を「企画係」に改め、同号イ中「及び発掘調査並びにこれらの指導助言」を削り、同号口中「勧告」の下に「及び指導助言」を加え、同条第四号を削る。

第十一条第二号二中「耐力度調査」の下に「及び耐震診断」を加える。

第十六条第二号中トを削り、チをトとし、リをチとする。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁  
出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表二第四項中「福岡県職員の分限に関する規則」を「福岡県の職員の分限に関する規則」に改め、「福岡県公立学校職員の分限に関する規則（昭和三十一年福岡県人事委員会規則第五号）」を「公立学校分限規則」を削り、同項第四号中「第三条」を「第四条」に改め、同項第九号を削り、同項第十号中「第四条」を「第六条」に改め、「公立学校分限規則第三条並びに」を削り、同号を同項第九号とし、同項第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十項第九号中「教育次長」を「課長」に改め、同項第十七号中「教育長」を「教育次長」に改め、同表第十一项第十二号中「部長」を「課長」に改める。

別表六第一項第一号中「第百三十条」の下に「第一項並びに施行令第二十三条」を加え、「第二百五十二条の十九」の下に「第一項」を加え、「指定都市（以下「指定都市」という。）が」を「指定都市（以下「指定都市」という。）の」に改め、「高等学校」の下に「中等教育学校」を加え、「又は設置者」を「設置者」に改め、同項第二号中「第二十六条第一項及び第三項」を「及び第二十六条第三項」に改め、「指定都市が」を「指定都市の」に改め、「及び設置者」を「設置者」に改め、「位置若しくは学則」を削り、同項第三号中「第二十六条第一項、第二項及び第二十六条の二」を「第二十四条の三、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十六条の二」に改め、「市町村立」の下に「幼稚園」を加え、「高等学校、中等教育学校」に改め、「名称」の下に「位置」を加え、同項第四号中「市町村の」を削り、同項第

五号中「市町村の」を削り、「教育の停止を命令する」を「教育をやめるべき旨を命ずる」に改める。

別表八第二項第一号中「実施の大綱」を「実施要項」に改め、「教育次長」を「課長」に改め、同項第三号中「教育次長」を「課長」に改め、同表第四項中「福岡県公立学校職員の分限に関する規則」を「福岡県の職員の分限に関する規則」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「分限規則第三条」を「分限規則第六条」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表第五項第八号及び第九号中「第二条第十二号」を「第二条第十三号」に改め、同表第十三項第九号中「教育次長」を「課長」に改め、同項第十六号中「教育長」を「教育次長」に改め、同表第十四項第三号中「部長」を「課長」に改め、同表第二十項第一号中「(県費負担教職員を除く。)」を削り、「教育長」を「課長」に改める。  
別表十第一項第二号中「高等学校長」を「校長」に改める。  
別表十四教育事務所長の項第六項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会

福岡県職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会との付与の手続に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述

の機会の付与の手続に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号。以下「条例」という。)(第二十条の規定に基づき、条例第十八条第三項の規定による口頭で意見を述べる機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

る。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 当事者 条例第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者をいう。

二 意見陳述 条例第十八条第三項の規定により当事者が口頭で意見を述べるところをいう。

(申立てを行う意思の有無の確認等)

第三条 人事委員会は、条例第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分について諮問を受けたときは、当事者に対し、条例第十八条第三項に規定する申立てを行う意思の有無を確認するものとする。

2 人事委員会は、前項の規定により意思の有無を確認する場合において、当事者に対し、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類又は証拠物(以下「陳述書等」という。)を提出することができることを教示しなければならない。

(意見陳述の機会の付与に係る通知等)

第四条 人事委員会は、意見陳述の機会を付与するに当たっては、その期日及び場所を指定し、これを当事者に通知するものとする。

2 人事委員会が前項の通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、人事委員会に対し、意見陳述の機会の期日の変更を申し出ることができる。

3 人事委員会は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見陳述の機会の期日又は場所を変更することができる。

4 人事委員会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者に通知するものとする。

(代理人)

第五条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述に関する一切の行為をすることができ

3 当事者は、代理人を選任したときは、代理人資格証明書（様式第一号）を人事委員会に提出しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書（様式第二号）を人事委員会に提出しなければならない。

（意見陳述の機会の日における陳述の制限及び秩序維持）

第六条 人事委員会は、意見陳述の機会の日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 人事委員会は、前項に規定する場合のほか、意見陳述の機会の審理の秩序を維持するため、意見陳述の機会の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

（意見陳述の機会の日における審理の公開）

第七条 意見陳述の機会の日における審理は、人事委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

2 人事委員会は、前項の規定により意見陳述の機会の日における審理の公開を相当と認めるときは、速やかに、その旨を当事者に通知するとともに、当該意見陳述の日及び場所を県庁前の掲示場に掲示するものとする。

（陳述書等の提出）

第八条 当事者は、意見陳述の機会の日への出頭に代えて、人事委員会に対し、意見陳述の機会の日までに陳述書等を提出することができる。

（当事者の不出頭等の場合における意見陳述の機会の終結）

第九条 人事委員会は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、陳述書等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び陳述書等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することができる。

2 人事委員会は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、前条に規定する陳述書等を提出しない場合において、これらの者の意見陳述の機会の日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書等の提出を求め、当該期限が到来したときに意

見陳述の機会を終結することができる。

（所在が知れないときの周知の方法）

第十条 人事委員会は、意見陳述に関する通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知を、その送付を受けるべき者にいつでも通知を交付する旨を県庁前の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（補則）

第十一条 この規則に定めるもののほか、意見陳述の機会の付与の手續に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

代理人資格証明書

年 月 日

福岡県人事委員会委員長 殿

住所

氏名

印

年 月 日に において行われる意見陳述の機会については、次の者を代理人として選任し、私のために意見陳述の機会に関する一切の行為をすることを委任します。

意見陳述の機会の件名	
代理人の住所	( 電話番号 )
代理人の氏名	

様式第2号 (第5条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

福岡県人事委員会委員長 殿

住所

氏名

印

年 月 日に において行われる意見陳述の機会については、次の者が代理人としての資格を失ったので届け出ます。

意見陳述の機会の件名	
代理人の住所	
代理人の氏名	



再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第十四号中「その出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）」を「次に掲げる子（妻の子を含む。以下この号において同じ。）」に、「当該期間内」を「次に掲げる期間内」に改め、「五日」の下に、「（口に掲げる場合にあつては、五日から、イの規定により出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間。以下同じ。）」前の日から当該出産の日までの期間に小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため取得した日数を減じて得た日数）」を加え、同号に次のように加える。

イ 出産予定日の六週間前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

ロ 出産に係る子の特別な事情により任命権者が特に配慮することが必要と認められる場合で、人事委員会が別に定める期間において、当該出産に係る子を養育する職員（イの規定により当該出産の日後八週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を除く。

）  
第十七条第四項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した五時

間」を「通じて四時間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるいずれかの時間帯のみを勤務しない場合にあつては、一日につき五時間の範囲内とする。

- 一 始業の時刻から休憩時間の開始の時刻までの時間帯
- 二 休憩時間の終了の時刻から終業の時刻までの時間帯

附則

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十六条第一項第十四号ロの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合について適用し、同日前に職員の妻が出産する場合には、なお従前の例による。

3 施行日前に承認された介護休暇については、なお従前の例による。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。福岡県警察職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県警察職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特勤勤務手当等に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（特勤公署等の見直し）

第六条 特勤公署及び準特勤公署並びに級別区分については、五年ごとに見直すのを例

とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

所在地	公署名	級別 区分
宗像市大島	宗像警察署大島駐在所	一

別表第二（第三条関係）

所在地	公署名
八女市矢部村北矢部	八女警察署矢部駐在所

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（特地公署として指定されていた公署に関する経過措置）

2 この規則による改正後の福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則第二条に定めるもののほか、朝倉警察署高木駐在所については、平成二十六年三月三十一日までの間、特地公署とする。

3 前項の規定により特地公署とされた公署に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号。以下「条例」という。）第二十三条の二第二項の規定にかかわらず、経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の七十

三 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 百分の四十

4 附則第二項の規定により特地公署とされた公署に勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額を、条例第二十三条の二の第三項又は第五項の規定にかかわらず、経過措置基礎額に百分の五（平成二十三年三月三十一日（以下「基準日」という。）

）

以前に条例第二十三条の二の第二項に規定する公署を異にする異動の日（以下この

項及び第六項において「異動の日」という。）から起算して四年に達した場合におけ

る平成二十三年四月一日から異動の日から起算して五年に達する日までの間及び平成

二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算し

て四年に達した場合におけるその四年に達した日後から当該期間内の異動の日から起

算して五年に達する日までの間については百分の四、基準日以前に異動の日から起算

して五年に達した場合及び平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

の期間内に異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後に

ついては百分の二）を乗じて得た額に、前項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号

に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた額）とする。

（準特地公署として指定されていた公署に関する経過措置）

5 この規則による改正後の福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則第三条に定めるもののほか、次の各号に掲げる公署については、平成二十六年三月三十一日までの間、準特地公署とする。

一 朝倉警察署小石原駐在所

二 豊前警察署本庄駐在所

三 田川警察署英彦山駐在所

四 うきは警察署新川駐在所

五 八女警察署横山駐在所

六 八女警察署大淵駐在所

6 前項の規定により準特地公署とされた公署に勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額を、条例第二十三条の二の第三項又は第五項の規定にかかわらず、経過措置基礎額に百分の四（基準日以前に異動の日から起算して五年に達した場合及び平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、附則第三項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

）

）

(経過措置基礎額)

7 附則第三項、附則第四項及び前項の経過措置基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 基準日から引き続き条例に規定する給料表の適用を受ける職員（以下この項において「条例適用職員」という。）である職員 基準日に受けていた給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この号において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて基準日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額を基準日における福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下この号において「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「育児短時間算出率」という。）で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつて基準日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつて基準日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額を基準日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下この項において「任期付短時間勤務職員」という。）にあつてはその月額を基準日における勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「任期付短時間算出率」という。）で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）

二 前号に掲げる職員以外の職員 基準日後新たに条例適用職員となつた日に受けていた給料月額（育児短時間勤務職員等以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職

員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員にあってはその月額をその日における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月十八日

福岡県人事委員会規則第六号 福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋 一

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二十二の四第二項に次のただし書を加える。

ただし、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路の始点又は終点が福岡県外（福岡県内に準ずる地域として人事委員会が定める地域を除く。）である職員（任用の事情等を考慮して人事委員会が認める職員を除く。）で、この条の規定により算出した特別料金の額を支給対象期間の月数で除して得た額が四万千円を超えるものの特別料金等の額は、支給対象期間につき、四万千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日から引き続き特別料金等の額を支給される職員の通勤経路が変更されるまでの間の特別料金等の額については、改正後の第十二条の二十二の四第二項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

消防学校	校長	三種
歯科大学附属歯科衛生学院	学院長	五種

を

消防学校	校長	三種
------	----	----

に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二九州歯科大学附属歯科衛生学院の項を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第二号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第一項中第二十一号を第二十四号とし、第二十号を第二十三号とし、第十九号を第二十二号とし、第十八号の次に次の三号を加える。

19 第十六条第一項第十四号口の規定により、父親育児休暇が認められる期間を定めること。

20 第十六条第一項第十五号の規定により、子の看護休暇の対象となる疾病の予防を図るために必要な世話を定めること。

21 第十六条第一項第十六号の規定により、短期介護休暇の対象となる世話を定めること。

別表第一給与公平課の項第二十一項第九号の次に次の一号を加える。

9の2 第十二条の二十二の四第二項ただし書の規定により、福岡県内に準ずる地域を定めること及び任用の事情等を考慮する職員を認めること。

別表第一給与公平課の項第二十一項第二十七号の二を削る。  
 別表第二の一の表給与公平課の項中第十六項を第十七項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加える。

十三 福岡県職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会の付与の手續に関する規則（平成二十三年福岡県人事委員会規則第九号）に基づく次の事務

- 1 第三条第一項の規定により、当事者に対し、条例第十八条第三項に規定する申立てを行う意思の有無を確認すること。
- 2 第四条第一項の規定により、意見陳述の機会の期日及び場所を当事者に通知すること。
- 3 第四条第二項の規定により、意見陳述の機会の期日の変更の申出を受理すること。
- 4 第四条第三項の規定により、意見陳述の機会の期日又は場所を変更すること。
- 5 第四条第四項の規定により、意見陳述の機会の期日又は場所を変更した旨を通知すること。
- 6 第五条第三項の規定により、代理人資格証明書を受理すること。
- 7 第五条第四項の規定により、代理人資格喪失届出書を受理すること。
- 8 第七条第二項の規定により、意見陳述の機会の期日における審理を公開とする旨を通知すること。
- 9 第八条の規定により、陳述書等を受理すること。
- 10 第九条第二項の規定により、期限を定めて陳述書等の提出を求めること。
- 11 第十条の規定により、意見陳述に関する通知を交付する旨を掲示すること。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成二十三年三月三十日から施行する。